

同窓会規約

第1条 (名称)

本会は、宗高同窓会と称し、事務局を宗像高等学校内に置く。

第2条 (目的)

本会は、会員の交誼を厚うし、同窓会の発展、母校の隆盛を期することを目的とする。

第3条 (会員)

本会の会員は次の通りである。

- 1 旧福岡県立宗像中学校卒業生、併置中学卒業生、福岡県立宗像実業女学校・福岡県立宗像高等女学校卒業生(楢の葉会員)、福岡県立宗像高等学校卒業生及び在校生を通常会員とする。
- 2 中途退学者、転学者で同窓会員となろうとする者は、幹事会の推薦で会長の承認を得て推薦会員となることができる。
- 3 特別会員は、母校現職・旧職員とする。
- 4 現福岡県立宗像中学校在校生は準会員とする。

第4条 (経費)

本会の経費は、会費、事業収入及び寄付金を以て充てる。会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

第5条 経費は、総会に於いて決定する。会員は、正規の会費を納めなければならない。

第6条 (役員及び任務)

本会には、次の役員を置く。

会長1名、副会長若干名、書記若干名(内1名は書記長)、会計1名、監査2名

会長は、会員の中から役員会で選出し総会で承認を受ける。その他の役員は、会長が委嘱する。

役員の任期は2カ年とする。ただし、重任を妨げない。

第7条 役員は、次の通りである。

会長は、会務を総理する。

副会長は、会長を補佐し、会長が事故ある時はその代理をする。

書記は、正副会長を補佐し、事務を処理する。

会計は、会の経費を収納し、かつ、会長の承認を得て経費の支払を行う。

会計簿は、幹事会の要求があれば開示しなければならない。

会計は、毎年度末監査委員の監査を経た決算報告書を総会に提出しなければならない。

第8条 本会には次の推戴員を置く。

名誉会長

顧問 若干名

名誉会長は歴代同窓会長とする。顧問には現に宗像高校校長の職にある者、同窓の宗像高校校長経験者及び幹事会の推薦により総会で承認した者を推戴する。

第9条 名誉会長及び顧問は、本会の重要事項に関しその諮問に応じる。

第10条 役員会は、役員をもって構成する執行機関であって、次の権限をもつ。

- 1 議決機関から与えられた事項の執行に関すること。
- 2 総会並びに幹事会に提案する議案に関すること。
- 3 本会の業務上必要と認めた各種原案の作成。
- 4 緊急事項の処理に関すること。
- 5 会長の推薦により、常任幹事若干名の選出に関すること。

第11条 (総会)

総会は、本会の最高機関であって次の事項を承認する。

- 1 予算、決算
- 2 当該年度の事業
- 3 役員
- 4 規約の改正
- 5 その他

総会は、毎年1回定期(7月第4日曜日)に開き、臨時に必要があるときは臨時総会を開くことができる。

第12条 (支部)

本会に地方又は職域別支部を設け、支部長1名、副支部長若干名を置き、別に書記を置くことができる。書記の数は、別に定める。

支部はなるべく年1回支部総会を開く。支部規定は、別に之を定める。

第13条 (幹事)

本会に次の幹事を置く。

支部幹事 正副支部長及び書記を充てる。

常任幹事 選出方法は、別に定める。

各回幹事 各回数は、別に定める。

校内幹事 宗像高校現職同窓職員。

第14条 幹事会は、幹事をもって構成する。幹事会は、総会に次ぐ議決機関であって、次の事項を決定する。

- 1 総会に提出する年度事業計画及び予算案。
- 2 総会において委任された事項及び軽易な事項。
- 3 本会内に設けられた委員会が立案した事項。

第15条 常任幹事会は、役員、常任幹事及び校内幹事で構成する。常任幹事会は、会長の諮問機関で会長が必要と認めるとき之を招集する。

第16条 本会の各会議の決議は、出席会員の過半数の賛成を得て決することとし、この規約実施に必要な細則は、会長は別に定める。

細 則

第1条 推薦会員は、入会の際に15,000円を納入するものとする。卒業同窓会費は、年間1,000円とする。ただし、終身会費として一括10,000円を納入することができる。

第2条 本会は、会員名簿を備えて全員の動静を詳らかにし、また、会議録を備えて総会及びその他の会に関する事項を記録し、更に会報を発行する。

第3条 本会は、次の場合、幹事会の議を経て記念品料を贈呈する。

- 1 本会に特に功労のあった特別会員の転退職の場合。ただし、1カ年以上勤務の場合に限る。
- 2 本会の発展に寄与した会員。

第4条 本会員・本校現職職員及び特別会員、その他本会に功労のあった人で死亡のときには弔辞又は弔電を贈る。なお、その他の場合及び弔慰金を贈る場合は役員会に一任する。

第5条 支部総会、各回同窓会(高校クラス会を含む)開催に際しては、本部から奨励金を贈ることとする。

第6条 会員は、住所・勤務先等に移動があった場合には、その都度会に報告するものとする。

第7条 旅費規程は別に定める。

(備考)

- 1 規約及び細則中の職員は、教員及び事務職員をさす。
- 2 各回の幹事数は、中学・女学校は各2名、高校は各クラス2名までとする。
- 3 常任幹事は、宗像市、福津市、古賀市(糟屋郡を含む)、遠賀郡、宮若市(鞍手郡を含む)から若干名を、福岡、北九州、東京、関西の各支部から各1名を会長が委嘱する。その他必要に応じて若干名を置くことができる。
- 4 細則第5条の各回同窓会への奨励金は、年1回に限り10,000円とする。

附 則

この規約は、昭和39年8月2日より実施する。

平成14年7月 改正

平成16年7月 一部改正

平成17年7月 一部改正

平成18年7月 一部改正

平成19年7月 一部改正

令和2年7月 一部改正